

「第 7 次最低工賃新設・改正計画」についての方針

1 改正について

(1) 最低工賃の改正については、以下の要件に合致するものから優先的に行うものとする。

- ① 前回の改正から、3 年以上を経過しているもの
- ② 継続性のある業種で、適用家内労働者数が 3 0 0 人以上存在するもの
- ③ 他地域との関連性が強いもの
- ④ 管内の主要業種に関連するもの
- ⑤ 工賃が低廉なもの

(2) 最低工賃の改正については、原則として 2 年ごとに行うことを目標とする。

2 新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性の高い業種について、以下の要件に合致するものから優先的に検討を行うものとする。

- ① 関係団体等から、新設の要請がなされているもの
- ② 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- ③ 他地域との関連性が強いもの

3 適用家内労働者が 1 0 0 人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、廃止することも検討すること。